# 5 環 境 基 準

## (1) 大気の汚染に係る環境基準(昭和48年５月８日環告25　改正昭48環告35, 昭53環告38, 昭56環告47, 平８環告73, 74, 平21環告33, 令８環告８)

| 物質 | 二酸化硫黄 | 二酸化窒素 | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 光化学オキシダント | 微小粒子状物質 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 環境上の条件 | １時間値の１日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、１時間値が0.1ppm以下であること。 | １時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の８時間平均値が20ppm以下であること。 | １時間値の１日平均値が0.10mg／$m^3$以下であり、かつ、１時間値が0.20mg／$m^3$以下であること。 | オゾンとして、８時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高８時間値の１年平均値が0.04ppm以下であること。 | １年平均値が15μg／$m^3$以下であり、かつ、１日平均値が35μg／$m^3$以下であること。 |

備考　１　浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
　　２　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
　　３　微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50％の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

※環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

（評価方法）
①　短期的評価（二酸化窒素及び微小粒子状物質を除く。）
　測定を行った日についての１時間値の１日平均値若しくは８時間平均値または各１時間値を環境基準と比較して評価を行う。
②　長期的評価
　ア　二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質
　　１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、高い方から数えて２％の範囲にある測定値を除外した後の最高値（１日平均値の年間２％除外値）を環境基準と比較して評価を行う。
　　ただし、上記の方法に関わらず環境基準を超える日が２日以上連続した場合には非達成とする。
　イ　二酸化窒素
　　１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、低い方から数えて98％目に当たる値（１日平均値の年間98％値）を環境基準と比較して評価を行う。
　ウ　微小粒子状物質
　　長期基準（１年平均値が15μg／$m^3$以下）、短期基準（１日平均値の年間98％値が35μg／$m^3$以下）の評価を各々行い、両者の基準を達成することで評価する。

## (2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

（平成９年２月４日環告４　改正　平成13年環告30, 平成30年環告100）

| 物　質 | ベ　ン　ゼ　ン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | ジクロロメタン |
|---|---|---|---|---|
| 環境上の条件 | １年平均値が0.003mg／$m^3$以下であること。 | １年平均値が0.13mg／$m^3$以下であること。 | １年平均値が0.2mg／$m^3$以下であること。 | １年平均値が0.15mg／$m^3$以下であること。 |

※環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

## (3) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

（平成11年12月27日環告68　改正　平14環告46・平21環告11・令２環告35・令４環告89）

| 媒　体 | 基準値 | 備　考 |
|---|---|---|
| 大気 | 0.6pg－TEQ／$m^3$以下 | １　基準値は2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。<br>２　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。<br>３　土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に２を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。<br>４　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg－TEQ／g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 |
| 水質（水底の底質を除く。） | １pg－TEQ／L以下 | |
| 水底の底質 | 150pg－TEQ／g以下 | |
| 土壌 | 1,000pg－TEQ／g以下 | |

※大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
※水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
※水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。（水底の底質の環境基準は平成14年９月１日から適用）
※土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

## (4) 騒音に係る環境基準（平成10. 9. 30環告64　改正　平12環告20，平17環告45，平24環告54，令２環告35）

（等価騒音レベル）

| 地域の類型 | | 基準値 昼間 | 基準値 夜間 |
|---|---|---|---|
| 一般地域 | AA | 50デシベル以下 | 40デシベル以下 |
| | A及びB | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 |
| | C | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 |
| 道路に面する地域 | A地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| | B地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |
| | 上段にかかわらず特例として、幹線交通を担う道路に近接する空間〔幹線道路（高速自動車国道、一般国道、県道及び４車線以上の車線を有する区間の市町村道）に近接する道路敷地境界から20m（２車線以下は15m）までの範囲〕 | 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |

（評価方法）

一　般　地　域：原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価する。

道路に面する地域：原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握する。

## (5) 航空機騒音に係る環境基準

（昭和48. 12. 27環告154　改正　平５環告91，平12環告78，平19環告114，令２環告35）

| 地域の類型 | 基準値 |
|---|---|
| Ⅰ | 57デシベル以下 |
| Ⅱ | 62デシベル以下 |

（注）１　Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

（注）２　平成25年４月１日より適用

〈参考〉

（昭和48. 12. 27環告154　改正　平５環告91，平12環告78）

| 地域の類型 | 基準値（単位WECPNL） |
|---|---|
| Ⅰ | 70以下 |
| Ⅱ | 75以下 |

（注）１　Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

（注）２　平成25年３月31日まで適用

## (6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

（昭和50. 7. 29環告46　改正　平５環告91，平12環告78）

| 地域の類型 | 基準値 |
|---|---|
| Ⅰ | 70デシベル以下 |
| Ⅱ | 75デシベル以下 |

（注）Ⅰをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

## (7) 水質汚濁に係る環境基準

（昭和46．12．28環告59　改正　昭49環告63，昭50環告３，昭57環告41・昭57環告140，昭60環告29，昭61環告１，平３環告78，平５環告16・平５環告65，平７環告17，平10環告15，平11環告14，平12環告22，平15環告123，平20環告40，平21環告78，平23環告94，平24環告84・平24環告127，平25環告30，平26環告39・平26環告126，平28環告37，平31環告46，令２環告35，令３環告62，令５環告６，令７環告35）

### ア　人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 |
|---|---|
| カドミウム | 0. 003mg／L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0. 01mg／L以下 |
| 六価クロム | 0. 02mg／L以下 |
| 砒素 | 0. 01mg／L以下 |
| 総水銀 | 0. 0005mg／L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0. 02mg／L以下 |
| 四塩化炭素 | 0. 002mg／L以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0. 004mg／L以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0. １mg／L以下 |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0. 04mg／L以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1mg／L以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0. 006mg／L以下 |
| トリクロロエチレン | 0. 01mg／L以下 |
| テトラクロロエチレン | 0. 01mg／L以下 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0. 002mg／L以下 |
| チウラム | 0. 006mg／L以下 |
| シマジン | 0. 003mg／L以下 |
| チオベンカルブ | 0. 02mg／L以下 |
| ベンゼン | 0. 01mg／L以下 |
| セレン | 0. 01mg／L以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg／L以下 |
| ふっ素 | 0. 8mg／L以下 |
| ほう素 | 1mg／L以下 |
| 1, 4-ジオキサン | 0. 05mg／L以下 |

（備考）１　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

２　「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

３　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用されない。

## イ　生活環境の保全に関する環境基準

### （ア）河川（湖沼を除く）

①

| 類型＼項目 | 利用目的の適応性 | 基準値 水素イオン濃度（pH） | 生物化学的酸素要求量（BOD） | 浮遊物質量（SS） | 溶存酸素量（DO） | 大腸菌数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| AA | 水道１級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上8.5以下 | 1mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 20CFU/100mL以下 |
| A | 水道２級、水産１級及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上8.5以下 | 2mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 300CFU/100mL以下 |
| B | 水道３級、水産２級及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5以上8.5以下 | 3mg/L以下 | 25mg/L以下 | 5mg/L以上 | 1,000CFU/100mL以下 |
| C | 水産３級、工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの | 6.5以上8.5以下 | 5mg/L以下 | 50mg/L以下 | 5mg/L以上 | — |
| D | 工業用水２級、農業用水及びEの欄に掲げるもの | 6.0以上8.5以下 | 8mg/L以下 | 100mg/L以下 | 2mg/L以上 | — |
| E | 工業用水３級、環境保全 | 6.0以上8.5以下 | 10mg/L以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg/L以上 | — |

（備考）１．基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90％水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
２．農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量５mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
３．水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
４．いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU／100mL以下とする。
５．水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
６．大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（ColonyFormingUnit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水道１級　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級　：前処理等を伴う高度の浄水処理を行うもの
３　水産１級　：ヤマメ、イワナ等貧腐水生水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級　：サケ科魚類及びアユ等貧腐水生水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級　：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
４　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
５　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

②

| 類型＼項目 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
|---|---|---|---|---|
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.001mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.0006mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 0.04mg/L以下 |

（備考）基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

### （イ）湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖）

①

| 類型＼項目 | 利用目的の適応性 | 基準値 水素イオン濃度（pH） | 化学的酸素要求量（COD） | 浮遊物質量（SS） | 溶存酸素量（DO） | 大腸菌数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| AA | 水道１級、水産１級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上8.5以下 | 1mg/L以下 | 1mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 20CFU/100mL以下 |
| A | 水道２、３級、水産２級及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上8.5以下 | 3mg/L以下 | 5mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 300CFU/100mL以下 |
| B | 水産３級、工業用水１級、農業用水及びCの欄に掲げるもの | 6.5以上8.5以下 | 5mg/L以下 | 15mg/L以下 | 5mg/L以上 | — |
| C | 工業用水２級、環境保全 | 6.0以上8.5以下 | 8mg/L以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg/L以上 | — |

（備考）１．水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
２．水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
３．水道３級を利用目的としている測定点（水浴又は水道２級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。
４．いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
５．大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（ColonyFormingUnit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水道　１　級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２、３級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水処理を行うもの
３　水産　１　級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産　２　級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水生水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用
水産　３　級：コイ、フナ等貧栄養湖型の水域の水産生物用
４　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
５　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

②

| 類型＼項目 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|---|---|---|---|
| | | 全窒素 | 全燐 |
| Ⅰ | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの | 0.1mg/L以下 | 0.005mg/L以下 |
| Ⅱ | 水道１、２、３級（特殊なものを除く。）、水産１種及びⅢ以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/L以下 | 0.01mg/L以下 |
| Ⅲ | 水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの | 0.4mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| Ⅳ | 水産２種及びⅤの欄に掲げるもの | 0.6mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| Ⅴ | 水産３種、工業用水、農業用水、環境保全 | 1mg/L以下 | 0.1mg/L以下 |

（備考）１　基準値は、年間平均値とする。
２　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
３　農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級：前処理等を伴う高度の浄水処理を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
３　水産１種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
水産２種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
水産３級：コイ、フナ等の水産生物用
４　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

③

| 類型＼項目 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.001mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.0006mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 0.04mg/L以下 |

④

| 類型＼項目 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 | 該当水域 |
|---|---|---|---|
| | | 底層溶存酸素量 | |
| 生物１ | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 4.0mg/L以上 | 第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物２ | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L以上 | |
| 生物３ | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/L以上 | |

（備考）基準値は、日間平均値とする。

## （ウ）海　域

①

| 類型＼項目 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 水素イオン濃度（pH） | 化学的酸素要求量（COD） | 溶存酸素量（DO） | 大腸菌数 | n－ヘキサン抽出物質（油分等） |
| A | 水産１級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの | 7.8以上8.3以下 | 2mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 20CFU/100mL以下 | 検出されないこと |
| B | 水産２級、工業用水及びCの欄に掲げるもの | 7.8以上8.3以下 | 3mg/L以下 | 5mg/L以上 | — | 検出されないこと |
| C | 環境保全 | 7.0以上8.3以下 | 8mg/L以下 | 2mg/L以上 | — | — |

（備考）１．いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
２．大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（ColonyFormingUnit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水産１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
水産２級：ボラ、ノリ等の水産生物用
３　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

②

| 項目／類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|---|---|---|---|
| | | 全窒素 | 全燐 |
| Ⅰ | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。） | 0.2mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| Ⅱ | 水産１種及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。） | 0.3mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| Ⅲ | 水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。） | 0.6mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| Ⅳ | 水産３種、工業用水、生物生息環境保全 | 1mg/L以下 | 0.09mg/L以下 |

（備考）１　基準値は、年間平均値とする。
　　２　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
　　２　水　産　１　種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
　　水　産　２　種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
　　水　産　３　種：汚濁に強い特定の水産生物が主に獲得される
　　３　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

③

| 項目／類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物A | 水生生物の生息する水域 | 0.02mg/L以下 | 0.001mg/L以下 | 0.01mg/L以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/L以下 | 0.0007mg/L以下 | 0.006mg/L以下 |

④

| 項目／類型 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 | 該当水域 |
|---|---|---|---|
| | | 底層溶存酸素量 | |
| 生物１ | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 4.0mg/L以上 | 第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物２ | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L以上 | |
| 生物３ | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/L以上 | |

（備考）基準値は、日間平均値とする。

## (8) 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9. 3. 13環告10　改正　平10環告23，平11環告16，平20環告41，平21環告79，平23環告95，平24環告85，平26環告40・環告127，平28環告31，平31環告54，令２環告35，令３環告63，令７環告41）

| 項　　目 | 基　　準　　値 |
|---|---|
| カドミウム | 0. 003mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0. 01mg/L以下 |
| 六価クロム | 0. 02mg/L以下 |
| 砒素 | 0. 01mg/L以下 |
| 総水銀 | 0. 0005mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0. 02mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0. 002mg/L以下 |
| クロロエチレン | 0. 002mg/L以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0. 004mg/L以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0. 1mg/L以下 |
| 1, 2-ジクロロエチレン | 0. 04mg/L以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1mg/L以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0. 006mg/L以下 |
| トリクロロエチレン | 0. 01mg/L以下 |
| テトラクロロエチレン | 0. 01mg/L以下 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0. 002mg/L以下 |
| チウラム | 0. 006mg/L以下 |
| シマジン | 0. 003mg/L以下 |
| チオベンカルブ | 0. 02mg/L以下 |
| ベンゼン | 0. 01mg/L以下 |
| セレン | 0. 01mg/L以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 |
| ふっ素 | 0. 8mg/L以下 |
| ほう素 | 1mg/L以下 |
| 1, 4-ジオキサン | 0. 05mg/L以下 |

（備考）１　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
２　「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

## (9) 土壌の汚染に係る環境基準（平成3. 8. 23環告46　改正　平５環告19・平６環告５・平６環告25・平７環告19・平10環告21・平13環告16・平20環告46・平22環告37・平26環告44・平28環告30・平30環告77・平31環告48・令和２環告35・令和２環告44）

| 項　目 | 環境上の条件 |
|---|---|
| カドミウム | 検液1Lにつき0. 003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0. 4mg以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液1Lにつき0. 01mg以下であること。 |
| 六価クロム | 検液1Lにつき0. 05mg以下であること。 |
| 砒素 | 検液1Lにつき0. 01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 |
| 総水銀 | 検液1Lにつき0. 0005mg以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液1Lにつき0. 02mg以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液1Lにつき0. 002mg以下であること。 |
| クロロエチレン | 検液1Lにつき0. 002mg以下であること。 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 検液1Lにつき0. 004mg以下であること。 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0. 1mg以下であること。 |
| 1, 2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0. 04mg以下であること。 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき0. 006mg以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液1Lにつき0. 01mg以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液1Lにつき0. 01mg以下であること。 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 検液1Lにつき0. 002mg以下であること。 |
| チウラム | 検液1Lにつき0. 006mg以下であること。 |
| シマジン | 検液1Lにつき0. 003mg以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液1Lにつき0. 02mg以下であること。 |
| ベンゼン | 検液1Lにつき0. 01mg以下であること。 |
| セレン | 検液1Lにつき0. 01mg以下であること。 |
| ふっ素 | 検液1Lにつき0. 8mg以下であること。 |
| ほう素 | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1, 4-ジオキサン | 検液1Lにつき0. 05mg以下であること。 |

（備考）１　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表（略）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
２　カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１Lにつき0. 003mg、0. 01mg、0. 05mg、0. 01mg、0. 0005mg、0. 01mg、0. 8mg及び１mgを超えていない場合には、それぞれ検液１Lにつき0. 009mg、0. 03mg、0. 15mg、0. 03mg、0. 0015mg、0. 03mg、2. 4mg及び３mgとする。
３　「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
４　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
５　1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。